

厚木市議会基本条例の一部改正（案）に関する

意見交換会について

政策等の議題(テーマ) の名称及び検討事項	厚木市議会基本条例の一部改正(案)に係る 意見交換会		
開催日時	平成 30 年 11 月 18 日(日) 午後4時 50 分から午後5時 26 分まで		
開催場所	厚木市立依知北公民館 集会室1・2		
出席者数	11 人		
担当課	議会総務課	結果公開日	11 月 30 日
会議の経過	1 開会 2 議長あいさつ 3 説明 4 意見交換 5 閉会		
	質問・意見の概要	市議会の考え方	
1	厚木市市民参加条例に準じて意見交換会とパブリックコメントを実施することだが、市民参加条例では、条例の改正においては、パブリックコメントのほかに2つの参加手法を実施しなければならないとなっている。今回、パブリックコメントのほかに意見交換会の実施にした理由は。また、その部分の議論はあったのか。	議会は、市民参加条例の実施機関に入っておらず、条例の一部改正に当たって、市民参加の手法を取らないこともできましたが、市民の皆様は議会の様子を知っていただきたいということから、パブリックコメントと意見交換会を実施することになりました。厚木市議会評価検証委員会の中で市民参加手続を実施するのかが否かを議論し、議会基本条例の制定時と同様に、2つの市民参加の手法を取ることになりました。	

2	<p>議会基本条例を検証し評価したことは、1つの議会評価だと思うが、議会基本条例の範囲での評価なので、議会全体の活動内容にわたって評価していることではない。パブリックコメントを実施するまでの間に、取りこぼしている活動がないかを検討し、その部分を含めてパブリックコメントを実施すると議会全体の評価に限りなく近づいていくと思う。</p>	<p>議会基本条例が議会活動の全てを網羅できているとは言えません。議会基本条例に規定している項目の内、具体化されていないものをどのように実施するか、検討していく必要があることは感じています。</p> <p>今回、全議員が議会基本条例の取組や自身の活動について検証しているが、取りこぼしているものや、もっと実施しなければいけないことがあるかもしれません。今回の条例改正は今後の取組に向けた第一歩として理解いただきたい。また、今後は議会の評価に取り組んでいきたいと思っています。</p>
3	<p>反問権を行使されたときに自分の意見を持っていないと、反問に対して結果が流れてしまうことになりかねないので、議長の采配に期待したい。</p>	<p>反問権を付与することで、議論を深める議会にしていきたいと思っています。</p>